## 商品概要説明書

マイカーローン (一般型)

(令和6年4月1日現在)

商品名	マイカーローン(一般型)	
ご利用いただける方	<ul> <li>○当JAの組合員の方。</li> <li>○お借入時の年齢が満 18歳以上であり、最終償還時の年齢が満 80歳未満の方。</li> <li>○原則として、前年度税込年収が 100万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)。</li> <li>○生活の本拠が定まっている方。</li> <li>○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。</li> <li>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</li> </ul>	
資金使途	<ul> <li>○ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金(借入申込日から過去3か月以内にお支払済みの資金を含む。)が対象です。ただし、事業資金(営業用自動車等)は除きます。</li> <li>①自動車・バイク・自転車・除雪機・電動車いす(いずれも中古車を含む。)のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。</li> <li>②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。</li> <li>③運転免許の取得のためのご資金。</li> <li>④カー用品(カーナビ等)のご購入資金。</li> <li>⑤車庫建設のためのご資金。</li> <li>⑥他金融機関等から借入中の自動車資金の借換資金(残価設定型クレジット含む。)。</li> </ul>	
借入金額	○1万円以上1,000万円以内,1万円単位とし,所要金額の範囲内とします。 ただし,お借入時の年齢が満71歳以上の方の場合は,200万円を上限と し,新卒内定者の方の場合は,300万円を上限とします。 また,本ローンを含むJAからの無担保借入金の合計額が,当JAの定め る範囲内とします。	
借入期間	○6か月以上15年以内とします。ただし、1か月単位とします。 ○ただし、他金融機関から借入中の自動車資金の借換の場合、借入期間は15年から当初借り入れた自動車資金の経過期間を差し引いた範囲内とします。	

	T		
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。		
	【変動金利型】		
	お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準		
	金利(当JA所定の短期プライムレート)により,年4回見直しを行い,		
	4月1日,7月1日,10月1日および1月1日から適用利率を変更いたし		
	ます。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利		
	率を変更する場合があります。		
	お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(当JA所定の短		
	期プライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済		
	日の翌日より適用利率を変更いたします。ただし、基準金利が大幅に変動		
	した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。		
	【固定金利型】		
	お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。		
	お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準		
	金利(当JA所定の短期プライムレート)により、年4回見直しを行い、		
	4月1日,7月1日,10月1日および1月1日から適用利率を変更いたし		
	ます。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利		
	率を変更する場合があります。		
	○利率は店頭に掲示します。詳細については,当 J A の融資窓口へお問い合		
	わせください。		
	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、		
	毎月返済方式、年2回返済方式(正組合員の方に限ります。)、特定月増額		
返済方法 	返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。		
	特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単		
	位です。)のいずれかをご選択いただけます。		
担保	○原則として不要です。		
/□ =  T	○当JAが指定する保証機関(兵庫県農業信用基金協会)の保証をご利用い		
保証人	ただきますので、原則として保証人は不要です。		
	○次のいずれかよりご選択いただけます。		
	①前払方式		
	ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。		
	【お借入額 100 万円, お借入利率 3.000%の場合の一括支払保証料(例)】		
保証料	お借入期間 1年 3年 5年 7年 10年 15年		
	保証料 (円) 3,546 10,164 16,912 23,793 34,344 52,576		
	②後払方式		
	当JAへお支払いいただく利息の中から当JAが保証機関へ支払いま		
	t.		
	この場合、お借入利率は年0.65%上乗せされた利率が適用されます。		

		ナ汝のいぞわかにご加え	
団体信用生命共済	いただけます。なお、選択される団体信用生命共2		
	率は下表記載の加算利率分高くなります。	月の祖親により初日八小	
	団体信用生命共済名	加算利率	
	団体信用生命共済(特約なし)	年0.25%	
	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.45%	
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.35%	
	○ご加入に際しては、健康状態を告知していただきませれる。 だれ ご知る たむ いまま は ございままので ま		
	は、ご加入をお断りする場合もございますので、あ		
9大疾病補償保険	○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いたた	こけます。こ利用にあた   	
	ってはお借入利率に以下の利率が加算されます。		
	年0.6%		
	○一部繰上返済の場合…5,500円		
	│○一部繰上返済は、JAネットバンクからもお申込みい		
	なお、繰上返済手数料は無料、繰上返済1回にあたり	最低返済額は 10,000 円、	
   手数料	約定返済後残高の90%が返済上限額となります。		
3 32/11	○ご返済期間終了までの間において,ご返済条件を3	変更される場合は 5,500	
	円 (JA) の条件変更手数料 (消費税等含む。) が必	要です。	
	※手数料は変更させていただくことがあります。店頭	頂備え付けの【貸付金手	
	数料】をご確認ください。		
	○苦情処理措置		
	本商品にかかる相談・苦情等(以下「苦情等」とい	<b>い</b> う。)につきましては,	
	当JA本支店(所)または総合リスク管理室(電話:079-424-8		
	132)にお申し出ください。当JAでは規則の制	引定など苦情等に対処す	
	る態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情	<b>青等の解決を図ります。</b>	
	また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、		
	苦情等を受け付けております。		
	   ○紛争解決措置		
	   外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合	合は、次の機関を利用で	
苦情処理措置および	きます。上記当JA総合リスク管理室またはJAバンク相談所にお申し出		
紛争解決措置の内容	ください。		
	兵庫県弁護士会(電話:078-341-822	27)	
	東京弁護士会,第一東京弁護士会,第二東京弁護士会		
	(以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当		
	JA総合リスク管理室またはJAバンク相談所にお問い合わせくださ		
	ν <sub>°</sub> )		
	※東京弁護士会,第一東京弁護士会,第二東京弁護	<b>嬳</b> 士会(以下「東京三弁	
	護士会」という)では,東京以外の地域のお客様	<b>鎌からのお申し出につい</b>	
	て、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに	こ便利な地域で手続を進	
	める方法もあります。		

	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システ
	ム等により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
	なお,現地調停,移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではあ
	りません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会に
	お問い合わせください。
その他	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所
	定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては,ご希望に沿いか
	ねる場合もございますので,あらかじめご了承ください。
	○印紙税が別途必要となります。
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお
	問い合わせください。

J A兵庫南